

## 歯科保健医療事業推進補助金対象事業及び対象経費

## 1 対象事業

## (1) 市からの補助事業

- ・ 訪問歯科診療事業・訪問口腔ケア事業
- ・ 歯科健康診査
- ・ 介護予防等口腔ケア研修事業

## (2) 市歯科医師会自主事業

- ・ 学校歯科保健事業
- ・ 市民啓発事業

## 2 対象経費

上記事業を実施するにあたって市歯科医師会事務局が負担する下記の経費とする。

事項	説明
人件費	職員給与費、福利厚生費等の一部
事務所費	設備管理費、光熱水費等の一部
会議費	会議費、通信費、交通費等の一部
消耗品その他	消耗品費、印刷製本費等の一部

※市歯科医師会への他の委託事業・補助事業において、別途市が負担している経費を除く。